

令和6年度 三次市人事行政の運営等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	人 48,754	千円 41,530,112	千円 879,027	千円 5,267,954	% 12.7	% 13.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 463	千円 1,778,515	千円 264,934	千円 685,123	千円 2,728,572	千円 5,893	千円 5,916

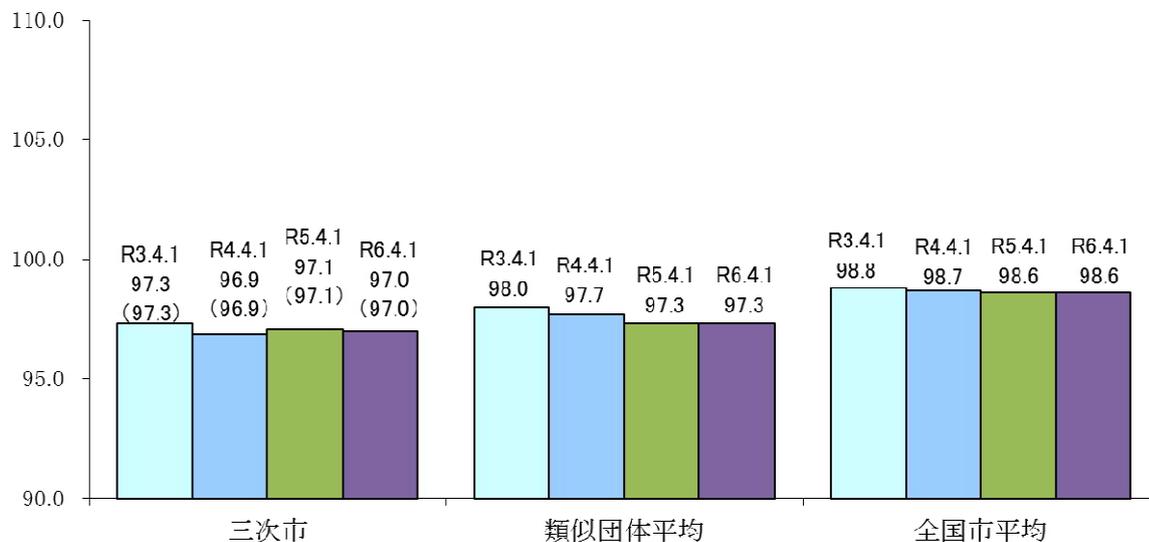
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

※類似団体平均については、公表されている数値の直近の年度のものとしています。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日現在のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）
平成27年4月1日
（内容）
行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため経過措置（現給保障）を実施。他の給料表（医療職（一）給料表を除く）については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三次市	44.8 歳	325,488 円	410,522 円	346,948 円
広島県	43.2 歳	330,092 円	408,535 円	368,685 円
国	42.1 歳	323,823 円	- 円	405,378 円
類似団体	42.6 歳	318,300 円	374,345 円	343,522 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
三次市	56.0 歳	11 人	357,464 円	415,743 円	368,827 円	—	—	—	—
うち学校給食員	55.1 歳	4 人	345,050 円	395,476 円	351,775 円	調理士	46 歳	249,900 円	1.58
広島県	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	- 円	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	52.3 歳	11 人	307,888 円	334,311 円	319,875 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
三次市	- 円	- 円	-
うち学校給食員	6,291,880 円	3,438,100 円	1.83

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3ヵ年平均）。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、職務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※「年収ベースの比較」の「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		三 次 市	広 島 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	194,293 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	161,168 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	170,900 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	275,458 円	301,971 円	363,022 円
	高校卒	232,400 円	- 円	- 円
区 分		経験年数25年以上30年未満		
一般行政職	大学卒	381,343 円		
	高校卒	362,500 円		

3 等級ごとの職員数等

(1) 等級ごとの職員数の公表（令和6年4月1日現在）

行政職給料表

職務の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事, 技師, 保育士, 保健師の職務	50	9.6%	主事	36	239	45.9%	係員級
				保育士	13			
				保健師	1			
				計	50			
2級	主任主事, 主任技師, 主任保育士, 主任保健師の職務	58	11.1%	主任主事	36	239	45.9%	係員級
				主任保育士	19			
				主任保健師	3			
				計	58			
3級	主任の職務	131	25.1%	主任	111	239	45.9%	係員級
				専門員(再任用)	20			
				計	131			
4級	主査の職務	130	25.0%	主査	130	130	25.0%	主査級
				計	130			
5級	係長, 保育所長の職務	92	17.7%	主任主査	4	92	17.7%	係長級
				係長	73			
				保育所長	15			
				計	92			
6級	課長, 支所次長, 会計管理者の職務	44	8.4%	課長	34	44	8.4%	課長級
				支所長	7			
				会計管理者	1			
				事務局次長(農業委員会)	1			
				事務局次長(議会)	1			
				計	44			
7級	部長, 事務部長, 局長, 支所長の職務	16	3.1%	部長	9	16	3.1%	部長級
				事務部長(病院)	1			
				監	1			
				支所長	0			
				次長	2			
				次長(地域包括支援センター)	1			
				議会事務局長	1			
				事務局長(監査事務局)	1			
計	16							
合計		521	100.0%					

医療職給料表(一)

職務の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医員の職務	38	43.2%	医員	38	85	96.6%	係員級
				計	38			
2級	部長, 医長, 副医長の職務	47	53.4%	医長	39	85	96.6%	課長及び係長級
				副医長	6			
				診療部長	1			
				診療技術部長	1			
				計	47			
3級	病院長, 副院長の職務	3	3.4%	病院長	1	3	3.4%	部長級
				副院長	2			
				計	3			
合計		88	100.0%					

医療職職給料表(二)

職務の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	8	11.4%	技師	8	44	62.9%	係員級
				計	8			
2級	主任技師の職務	4	5.7%	主任技師	4			
				計	4			
3級	主任の職務	32	45.7%	主任	32	18	25.7%	主査級
				専門員(再任用)	0			
				計	32			
4級	主査の職務	18	25.7%	主査	18	18	25.7%	主査級
				計	18			
5級	係長の職務	7	10.0%	係長	7	7	10.0%	係長級
				計	7			
6級	科長の職務	1	1.4%	科長	1	1	1.4%	課長級
				計	1			
7級	部長の職務	0	0.0%	該当なし	0	0	0.0%	部長級
				計	0			
合計		70	100.0%					

医療職職給料表(三)

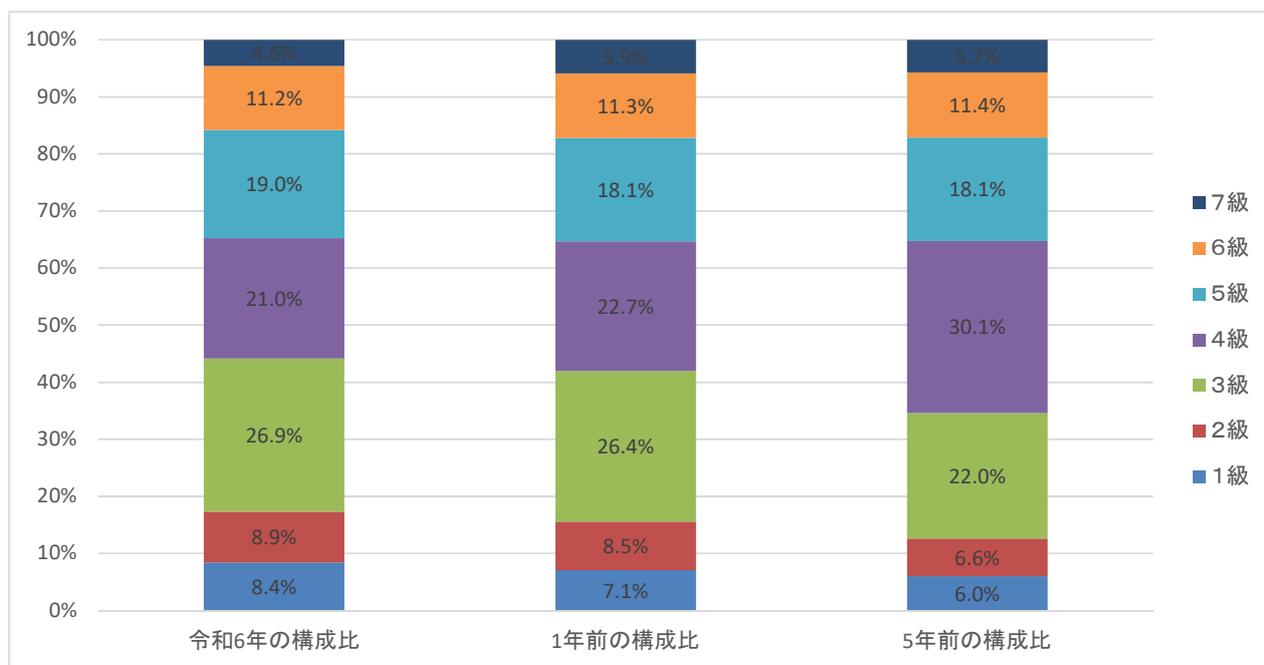
職務の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	57	21.5%	技師	57	187	70.6%	係員級
				計	57			
2級	主任技師の職務	31	11.7%	主任技師	31			
				計	31			
3級	主任の職務	99	37.4%	主任	96	43	16.2%	主査級
				専門員(再任用)	3			
				計	99			
4級	主査の職務	43	16.2%	主査	43	43	16.2%	主査級
				計	43			
5級	看護師長, 副看護師長の職務	32	12.1%	主任主査	1	32	12.1%	係長級
				看護師長	13			
				副看護師長	18			
				計	32			
6級	副部長の職務	2	0.8%	看護副部長	2	2	0.8%	課長級
				計	2			
7級	部長の職務	1	0.4%	看護部長	1	1	0.4%	部長級
				計	1			
合計		265	100.0%					

- (注) 1 三次市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が100%に一致しない場合がある。

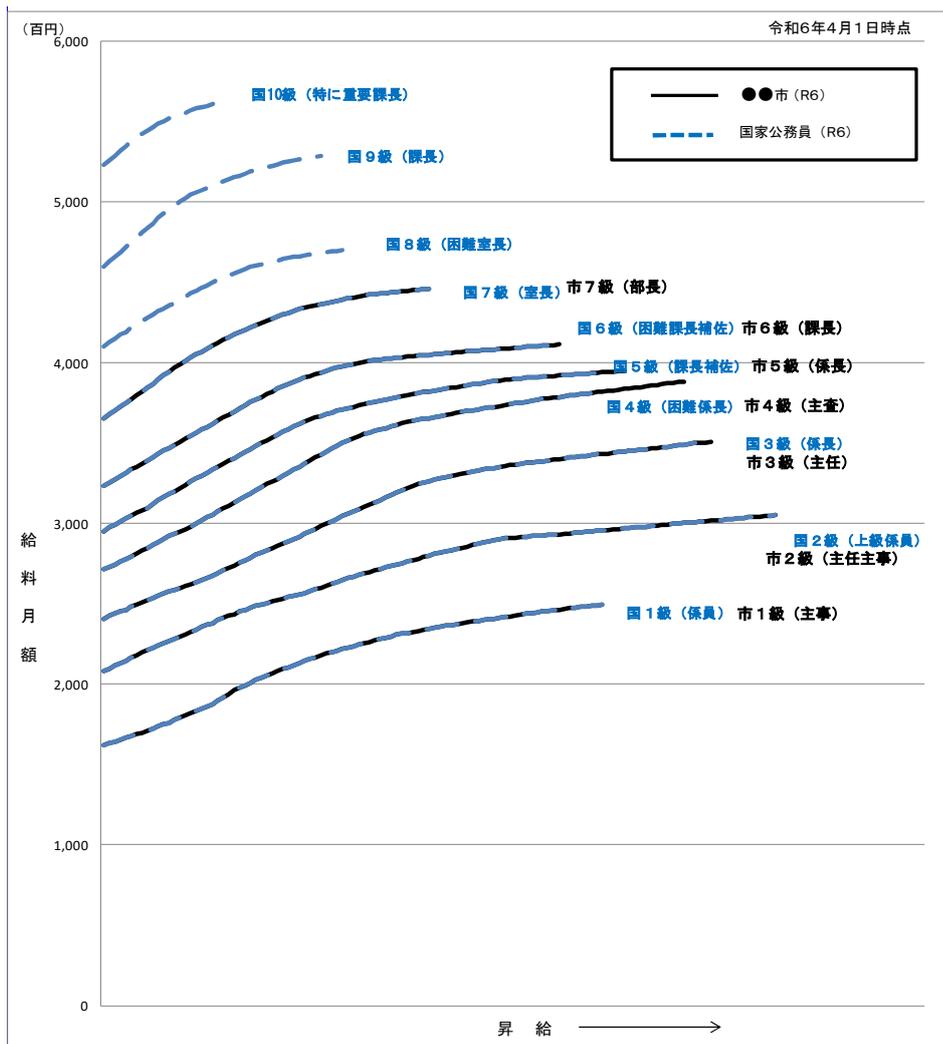
(2) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	29 人	8.4 %	162,100 円	249,400 円
2 級	主任主事	31 人	8.9 %	208,000 円	305,200 円
3 級	主任	93 人	26.9 %	240,900 円	351,000 円
4 級	主査	73 人	21.0 %	271,600 円	388,400 円
5 級	係長	66 人	19.0 %	295,400 円	395,100 円
6 級	課長	39 人	11.2 %	323,100 円	411,300 円
7 級	部長	16 人	4.6 %	365,500 円	446,200 円

(注) 1 三次市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(3) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(4) 昇給への人事評価の活用状況（三次市）

令和6年度中における運用	三次市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

昇給日(4月1日)前の一年間に、病気休暇や休職などの日数が一定の日数を超えた職員、又は処分を受けた職員については、その休暇等の日数や処分内容に応じて昇給号数を減じたり、あるいは昇給しないこととしています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 次 市	広 島 県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,509 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,563 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%、管理職加算5~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%、管理職加算10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への人事評価の活用状況(三次市)

令和6年度中における運用	三次市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

基準日(6月1日及び12月1日)以前の6か月間に、病気休暇や欠勤などの日数が一定の日数を超えた職員、又は処分を受けた職員については、その日数や処分内容に応じて、勤勉手当の支給割合を減じています。

(2) 退職手当 (令和6年4月1日現在)

三 次 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特別措置(2%~20%加算) (退職時特別昇給 無)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特別措置(2%~45%加算) ・職制上の段階、職務の級等による調整額の加算措置		
1人当たり平均支給額 3,530 千円 16,702 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			1,675 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			279,160 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都のうち特別区	20.0 %	0 人	20.0 %
広島市	10.0 %	6 人	10.0 %

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		155,343 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		409,877 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		40.8 %	
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業従事手当	防疫作業を行った職員	防疫作業に従事したとき	日額500円 新型コロナウイルス感染症対応 日額3,000円または4,000円
行旅死亡人等取扱手当	行路病人の救護の作業に従事した職員	行路病人の救護の作業に従事したとき	1件当たり800円
	行路死亡人の収容の作業に従事した職員	行路死亡人の収容の作業に従事したとき	1件当たり1,500円
放射線・検査取扱手当	放射線科・検査科に勤務を命ぜられ作業した職員	放射線科・検査科に勤務を命ぜられ作業に従事したとき	日額230円
夜間看護手当	深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務に従事した職員	深夜の時間帯において看護等の作業に従事したとき	2時間未満 2,150円
			2時間以上4時間未満 3,400円
			4時間以上 3,900円
			深夜全部 7,300円
分べん業務従事手当	分べん業務に従事した医師等	正規の勤務時間内に出生した新生児に係る分べん業務に従事したとき	1件当たり10,000円
		正規の勤務時間外に出生した新生児に係る分べん業務に従事したとき	1件当たり25,000円
救急医療業務従事手当	救急医療業務に従事した医師等	休日又は夜間(午後10時から翌日の午前5時までの間)において、緊急を要する救急医療業務に従事したとき	1件当たり7,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	651,650 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	769 千円
支給実績（令和5年度決算）	527,295 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	628 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	（令和5年度決算）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 6,500 円	同じ	-	94,446 千円	254,570 円
	子(0歳～15歳) 10,000 円				
	子(16歳～22歳) 15,000 円				
	父母等 6,500 円				
住居手当	借家（上限） 28,000 円	同じ	-	72,655 千円	276,256 円
通勤手当	通勤の為、公共交通機関、交通用具を利用・使用している職員	同じ	-	62,873 千円	87,082 円
	交通機関 (1ヶ月あたり支給限度額) 55,000 円				
	交通用具 (1ヶ月あたり支給限度額) 23,600 円				
単身赴任手当	異動等により転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活している職員 30,000 円～100,000円(距離加算)	同じ	-	9,667 千円	322,226 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員	異なる	-	40,593 千円	534,117 円
	行政職部長級 53,000 円				
	行政職次長級 41,000 円				
	医療職部長級 81,000 円				
	医療職次長級 56,000 円				
	行政・医療職課長級 31,000 円				
休日給手当	(平成18年度から育児休暇制度に係る代替職員の原資として10%削減し定額化した)	同じ	-	時間外勤務手当に含む	
	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員 給料の時間単価×1.35×時間数				

病院職員の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(令和5年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 給料の時間単価×0.25×時間数	同じ	-	23,708 千円	140,286 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 一般行政職 4,200 円 医療技能職 7,200 円 医師 20,000 円 自宅待機 医師 10,000 円 医療技能職 3,600 円	準拠	自宅待機を命ぜられた職員 無	55,953 千円	329,137 円
管理職特別勤務手当	週休日等に臨時・緊急の必要により勤務した管理職員 4,000円～12,000円	同じ	-	2,616 千円	290,667 円
特地勤務手当	医師、歯科医師が赴任する場合の生活不便に対し、医師、歯科医師等確保のため 医師、歯科医師 (給料月額+扶養手当月額)×15% 薬剤師 (給料月額+扶養手当月額)×10%	準拠	地域によって支給の有無がある	82,735 千円	745,356 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額 等		
	三次市	(参考) 類似団体における最高/最低額	
給料	市長	900,000 円	985,000 円 / 391,500 円
	副市長	730,000 円	790,000 円 / 420,000 円
報酬	議長	454,000 円	545,000 円 / 230,000 円
	副議長	407,000 円	475,000 円 / 200,000 円
	議員	371,000 円	442,000 円 / 180,000 円
期末手当	市長	(令和6年度支給割合)	
	副市長	4.60 月分	
退職手当	市長	(令和6年度支給割合)	
	副市長	4.60 月分	
退職手当	市長	(算定方式) 900,000円×支給率(5.0)×年数	(1期の手当額) 18,000,000 円 (支給時期) 退職時
	副市長	730,000円×支給率(3.0)×年数	8,760,000 円 退職時

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

(注)2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 職員の採用状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

試験職種		令和5年度採用者数	令和4年度採用者数
市長事務部局等	事務職	14人	14人
	身体障害者対象事務職	2人	1人
	技師	1人	
	保育士	5人	4人
	保健師	2人	
	学芸員	1人	
	教育委員会指導主事		4人
	小計	25人	23人
中央病院	医師	30人	25人
	医療技術職	4人	2人
	看護師・助産師	12人	25人
	小計	46人	52人
合計		71人	75人

○再任用

区分等		令和5年度人数
市長事務部局等	フルタイム勤務	29人
	短時間勤務	1人
中央病院（医療職）	フルタイム勤務	5人
	短時間勤務	1人

(2) 職員の退職の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

区分	市長事務部局等		中央病院(医療職)	
	令和5年度退職者数	前年度退職者数	令和5年度退職者数	前年度退職者数
定年退職	-	19人	-	6人
普通退職	27人	12人	43人	50人
分限免職	-	-	-	-
懲戒免職	-	-	1人	-
失職	-	-	-	-
死亡退職	1人	2人	-	1人
合計	28人	33人	44人	57人

(注)1 定年退職: 地方公務員法第28条の2第1項の規定により離職すること。

2 普通退職: 自己都合により退職すること。

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

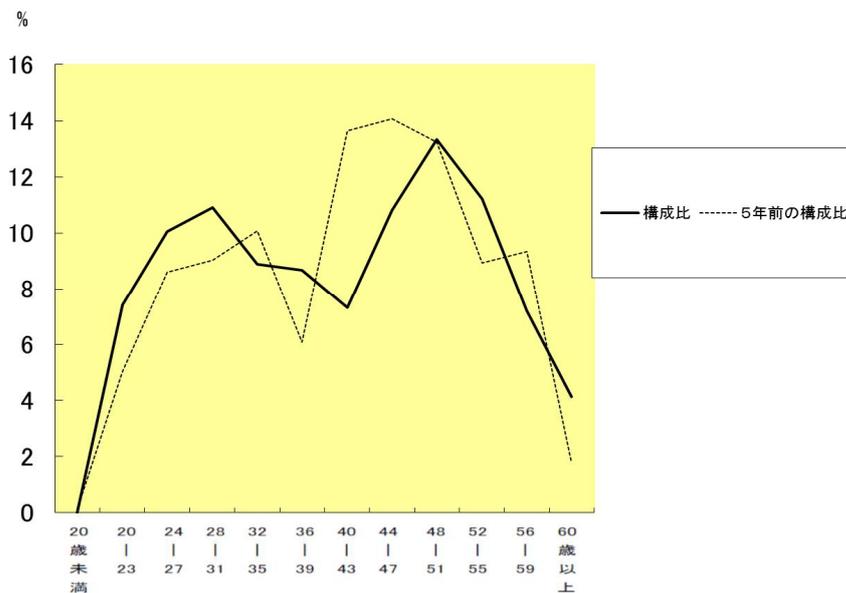
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	議 会	6	6		
	一 般	136	128	△ 8	・執行体制の見直し
	議 務	33	33		
	税 務	155	156	1	・部門の調整
	民 生	20	17	△ 3	・部門の調整
	衛 生	1	2	1	
	労 働	31	31		・部門の調整
	農林水産	6	6		
	商 工	43	41	△ 2	・部門の強化
	土 木				
	計	431	420	△ 11	<参考> 人口1万当たり職員数 86.15人 (類似団体の人口1万当たりの職員数85.28人)
	教育関係	42	43	1	・部門変更
	小 計	473	463	△ 10	<参考> 人口1万当たり職員数 94.97人 (類似団体の人口1万当たりの職員数109.56人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	436	441	5	・執行体制の見直し
	水 道	0	0		
	下水道	14	14		
	そ の 他	27	26	△ 1	
	小 計	477	481	4	
合 計		950 [1,287]	944 [1,287]	△ 6	<参考> 人口1万当たり職員数 193.63人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(4) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0人	70人	95人	103人	84人	82人	69人	102人	126人	106人	68人	39人	944人

(5) 職員数の推移

区分 部門	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	426人	428人	425人	426人	431人	420人	▲6人 (▲1.4%)
教育	42人	44人	39人	39人	42人	43人	1人 (2.4%)
普通会計計	468人	472人	464人	465人	473人	463人	▲5人 (▲1.1%)
公営企業会計等	484人	487人	483人	495人	477人	481人	▲3人 (▲0.6%)
総合計	952人	959人	947人	960人	950人	944人	▲8人 (▲0.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 2,036,674	千円 414	千円 86,402	% 4.2	% 4.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 14	千円 54,625	千円 14,625	千円 14,560	千円 83,810	千円 5,986	千円 6,023

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

平成16年4月1日新設合併

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
三次市下水道事業	42.3 歳	335,621 円	533,098 円
三次市（一般行政職）	44.8 歳	335,307 円	530,787 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 次 市		三 次 市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,604 千円		1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,542 千円	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~15%	

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

三 次 市			三 次 市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
・定年前早期退職特別措置(2%~20%加算) (退職時特別昇給 無)			・定年前早期退職特別措置(2%~20%加算) (退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額		0 千円	1人当たり平均支給額		16,904 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 支給なし

エ 特殊勤務手当 支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	3,186 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	245 千円
支給実績（令和5年度決算）	1,584 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	122 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	（令和5年度決算）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 6,500 円	同じ	-	2,976 千円	372,000 円
	子(0歳～15歳) 10,000 円				
	子(16歳～22歳) 15,000 円				
	父母等 6,500 円				
住居手当	借家(上限) 28,000 円	同じ	-	1,258 千円	251,680 円
通勤手当	通勤の為、公共交通機関、交通用具を利用・使用している職員	同じ	-	832 千円	92,467 円
	交通機関 (1ヶ月あたり支給限度額) 55,000 円				
	交通用具 (1ヶ月あたり支給限度額) 23,600 円				
単身赴任手当	異動等により転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活している職員 30,000 円～100,000円(距離加算)	同じ	-	0 千円	0 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員	異なる	-	372 千円	372,000 円
	行政職部長級 53,000 円				
	行政職次長級 41,000 円				
	医療職部長級 81,000 円				
	医療職次長級 56,000 円				
行政・医療職課長級 31,000 円 (平成18年度から育児休暇制度に係る代替職員の原資として10%削減し定額化した)					
休日給手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員 給料の時間単価×1.35×時間数	同じ	-	時間外勤務手当に含む	- 円

8 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等（令和6年4月1日現在）

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分
勤務時間の開始時刻	午前8時30分
勤務時間の終了時刻	午後5時15分
休憩時間	午後零時から午後1時まで
週休日	日曜日及び土曜日

(2) 年次有給休暇の使用状況（令和6年）

付与日数	平均使用日数（行政職）
20日（最大で繰越20日を含めて40日）	11.19

(3) 休暇の導入状況

項目		付与日数等
年次有給休暇		1年につき20日（20日を限度に翌年度に繰越可）
特 別 休 暇	選挙権その他の公民権としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人として出頭する場合	必要と認められる期間（往復に要する時間を含む）
	骨髄液・末梢血管細胞移植のための末梢血管細胞を提供する場合	必要と認められる期間（往復に要する時間を含む）
	ボランティア活動を行う場合	5日/年以内（往復に要する時間を含む）
	結婚する場合	連続する5日以内の期間（週休日を含む）
	不妊治療に係る通院等	5日/年以内（体外受精等の場合は10日/年以内）
	女子職員が分べんする場合	産前 出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から出産までの期間 産後 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
	妊娠中又は出産の日以後1年以内の女子職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	必要と認められる時間
	妊娠中の職員で通勤緩和措置が必要であると認められる場合	1時間/日以内で必要と認められる場合
	生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の場合	2日/回で必要と認められる期間
	生後1年に達しない子を保育（授乳等）する場合	1日2回それぞれ30分以内の時間（連続取得可）
	配偶者が出産する場合	出産のために入院する日から産後2週間を経過する期間内における2日以内
	中学校就学前の子の看護	5日/年以内（2人以上の場合は10日/年以内）
	親族が死亡した場合（忌引）	1日から7日以内（続柄により付与日数は異なる）
	父母を追悼する場合（父母の死亡後15年以内に行う場合に限る）	1日
	夏季休暇	7月から9月までの間で3日以内
	災害により現住居が滅失・損壊した場合	連続する7日（週休日を含む）の範囲内の期間
	災害・交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間
	災害により通勤途上の危険を回避する場合	必要と認められる期間
	心身の健康の維持及び増進等の場合（リフレッシュ休暇）	2日/年度

1歳6箇月未満の子どもを有する職員で配偶者とともに子育てに専念する場合 (お父さんお母さん休暇)	1人の子どもにつき最長2箇月
負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護及び必要な世話をを行う場合 (短期介護休暇)	5日/年以内 (2人以上の場合は10日/年以内)
男性職員の育児参加休暇	5日/妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠14週間)前の日から子が1歳に達するまでの期間
病気休暇	90日(精神疾患の場合は180日)を超えない範囲でその療養に必要と認められる期間
介護休暇(無給休暇)	職員が親族を2週間以上の期間にわたり介護を行う場合に、合計6箇月の期間内で必要と認められる期間
介護時間(無給休暇)	職員が親族を2週間以上の期間にわたり介護を行う場合に、連続する3年の期間内で必要と認められる期間(1日の勤務時間のうち、2時間を超えない範囲とする)

(4) 育児休業等の利用状況(令和5年度)

種別	制度の内容	取得人数(人)
育児休業	3歳に満たない子を養育するために休業することができる制度	48
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育しつつ勤務する場合において、1日の勤務時間のうち2時間を限度として勤務しないことができる制度	29
育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育しつつ勤務する場合において、一定の勤務形態により、希望する日及び時間帯において短時間勤務をすることができる制度	3

9 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分は、職員が職責を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分、公務能率の維持向上を図ることを目的としています。分限処分には、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

令和5年度に行った分限処分は、次のとおりです。

降任	免職	休職	降給	合計
0人	0人	15人	0人	15人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員の一定の服務義務違反に対して科する制裁としての処分、公務における規律と秩序の維持を目的として職員の道義的責任を問うものです。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

令和5年度に行った懲戒処分は、次のとおりです。

戒告	減給	停職	免職	合計
0人	0人	0人	1人	1人

10 職員研修の状況（行政職）

(1) 人材育成・能力開発研修

項目	対象者	目的・内容	参加者数
新入職員オリエンテーション等	新規採用者	市職員としての心構えや各種制度について学ぶ	25
新任課長級・新任係長級職員研修	新任課長級 新任係長級	課長級・係長級に期待する役割について	33
チューター制度説明会	新規採用者 チューター職員	チューター制度について	37
チューター職員研修	チューター職員	・必要な知識・スキルの習得を図る ・チューター職員の不安を解消する ・新規採用職員のスムーズな職場生活や業務進行に繋げる	19
課長級職員人材マネジメント研修 係長級職員業務マネジメント研修	課長級 係長級	・課長級における人材マネジメント力の向上 ・係長級における業務マネジメント力の向上 ・組織活性化・組織変革	33
自己マネジメント研修	主査級以下	・各職位・階層に求められる役割をはじめ、職員としての心構え等について、動画を通じて学び・振り返り・考え・実践につなげる	200
放課後児童支援員全体研修会 「会計年度任用職員として」	児クラ職員	・公務員倫理や公務員としての基本的な心掛けに関する学びを深め、コンプライアンス意識の向上や市民サービスの質の向上につなげる。	33
メンタルヘルス研修会	保育所長	・自分の健康を守りながら、風通しの良い保育所運営の実現をめざす。	15
メディア対応研修（eラーニング）	新任部次長	・適切な情報提供 ・取材対応のための知識・心構え ・マスコミ対応能力向上	7
シティプロモーション研修	関係職員	・「効果的なシティプロモーションの事例」の知識を学び、シティプロモーションを通じて、魅力的なまちをつくるための取組に活かす。	17
コンプライアンス研修（動画配信）	全職員 （医療職除く）	・事例を交えながらコンプライアンスに関する知識を習得し、組織全体としてコンプライアンス意識の向上を図るもの。 ※第一法規㈱が提供する無料研修サービスを活用	400
部長級職員研修（DX） 「DX時代の幹部職員の役割と行動変容」	部長級	・DX化の背景知識・幹部職員のあるべき姿を学ぶ	22
ハラスメント研修	新任課長	・ハラスメントのない良好な勤務環境の確保 ・問題が生じた場合の迅速かつ適切な措置	12
三次市いのち支える自殺対策推進庁内連絡会議研修会（構成員対象）	関係部署部長級・課長級	・自殺対策における意識統一 ・自殺対策計画の進捗管理を行い、取組を地域に広げるための現状報告と情報共有。 ・自殺対策に関する庁内関係部署との情報共有、役割・施策について検討。	34
三次市いのち支える自殺対策推進庁内連絡会議研修会（係長以下対象）	関係部署係長以下職員	・それぞれの業務で出会った市民のこころのサインに気づき、適切な対応ができ、必要時には相談機関へつなげるスキルを職員1人ひとりが身につける	32

新規採用職員特別研修	新規採用者	<ul style="list-style-type: none"> ・期待される職員像を確認する ・期待される職員像に向けて前向きに取り組む状態となる ・グループワークを通して対話力等を実践するとともに、同期入庁者の横連携を強める 	24
脱炭素実践のための職員研修会	各課1名	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素実践に向けた職員の意識向上 	40
認知症サポーター養成講座	各課2名	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に対する知識向上・理解促進 ・職場や地域等における適切な対応 	67
性の多様性研修	係長以上 希望者	<ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティに対する正しい知識・理解を深める ・状況に応じた適切な対応や今後の取組推進のため 	141
市政課題セミナー（第2回） ※広域都市圏	希望者	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務における職員の印象アップについて 	35
ストレスチェック結果を活用した職場 環境改善研修【動画】	部課長級 (市民病院部除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・集団分析結果を活用し、職場の現状について理解を深め、職場改善につなげることで組織の活性化を行う 	62
メンタルヘルス研修【動画】	希望者	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルスのセルフケアを学び、メンタル不調のリスクを低減させる 	100
脱炭素実践のための職員研修会②	各課1名	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素実践に向けた職員の意識向上 	36

11 職員の退職管理の状況

(1) 職員の退職管理の状況

(単位：人)

区 分	民間企業 (株式会社・有限会社)	左記以外の法人
令和5年度退職者	3人	1人

(注) 三次市職員の退職管理に関する条例第3条に基づき、離職後2年間に営利企業等に再就職したとして届け出た職員数です。

12 勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位：件)

R6.3.31現在 継続件数 A	R5.4.1～R6.3.31の 措置要求の件数 B	R5.4.1～R6.3.31の 終結件数 C	R6.3.31現在 継続件数 (A+B-C)
0	0	0	0

13 不利益処分に関する審査請求の状況

(単位：件)

R6.3.31現在 継続件数 A	R5.4.1～R6.3.31の 措置要求の件数 B	R5.4.1～R6.3.31の 終結件数 C	R6.3.31現在 継続件数 (A+B-C)
0	0	0	0